

(家庭福祉課関係)

# 1. 児童自立支援施策等について

## (1) 里親制度のさらなる充実について

### ア 里親委託推進事業の創設について

虐待を受けたことなどにより、情緒面・行動面で問題を抱えている子どもが増加している中、家庭で養育を行う里親の役割はますます重要となってきた。このため、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、里親委託率を平成21年度までに15%まで引き上げることを目標に、里親開拓・里親支援への取組みを強化することとしたところである。(資料1)

この里親委託を一層推進するためには、子どもを委託する児童相談所、保護を要する子どもを実際に養育している乳児院等、子どもの委託を受ける里親が、お互いをよく理解し、それぞれが協力しながら、具体的な目標を持って里親委託に取り組んでいく必要があるが、児童相談所においては、中心となる児童福祉司が、虐待相談処理件数の増加に伴い、緊急的な対応を迫られており、里親委託を総合的に進める体制にはないところが多い。このため、平成18年度予算(案)においては、児童相談所に新たに「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設け、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する「里親委託推進事業」を創設することとしている。本事業を積極的に活用するなど、里親委託の一層の促進に努めていただきたい。(資料2)

### イ 里親支援の充実について

里親が安心して子どもの養育を行うことが出来るようにするためには、子どもを委託した後においても、里親に対する支援を行う体制を整える必要がある。このため、児童相談所においては、児童福祉法施行令第30条に基づき、児童福祉司に里親の家庭を定期的に訪問させ、必要な指導(見守り)を行わせることが必要である。また、併せて、里親の養育技術の向上を図るための「里親研修事業」、児童相談所等に里親対応専門の職員を配置し、里親家庭に対し、委託された子どもや里親自身に関する養育相談を実施する「里親養育相談事業」、里親家庭の負担を軽減するため、訪問による生活援助(家事や養育の補助など)や相談援助(軽微な養育相談など)を実施する「里親養育援助事業」、里親が児童相談所等を集い、里親相互の交流により里親自身の養育技術の向上等を図る「里親養育相互援助事業」などの里親支援

事業や里親の休息のために一時的に委託された子どもを児童養護施設等で預かるレスパイト・ケアなどを全ての里親が利用できるよう、各都道府県において実施する必要がある。

更に里親の担い手を増やしていくためには、このような里親を支えていく仕組みが必要であることを各都道府県等においてご理解いただき、積極的な事業の実施についてお願いしたい。(資料3)

#### ウ 専門里親への委託の推進について

平成14年に、虐待を受けた子どもの養育の充実を図るため、専門的技術を取得した里親に対し、虐待を受けた子どもを委託する専門里親を制度化したところであるが、まだ十分に活用されていない状況にある。

更に、専門里親制度の活用を進めるためには、専門里親への登録を積極的に推進する必要があることから、「子ども・子育て応援プラン」において、専門里親登録者数について、平成21年度までに500人まで増やすことを目標として設定し、登録者数の増加に取り組むこととしているところである。

また、平成17年1月から、専門里親について、当初の委託の段階から「2年以内」という期間にとらわれずに、里親や子どもの状況などに応じて弾力的な運用を図ることができるよう、「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年厚生労働省令第116号)の見直しを行ったところであるので、専門里親制度の積極的活用が図られるようお願いしたい。

さらに、非行等の問題を有する子どもについても、専門的技術を身につけた里親へ委託し、家庭環境の中で安定した生活をおくることにより、非行等の問題の改善が図られることが期待される場合もあることから、平成17年度より、非行等の問題を有する子どもについても、専門里親への委託の対象とされたところである。

これらの見直しも踏まえ、専門里親制度の積極的な活用について検討されたい。

## (2) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

### ア 施設の小規模化の推進について

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細やかなケアを提供

していくことが求められている。

このように、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象に、小規模グループケアを実施することとし、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに計画的に整備していくこととしたところである。平成18年度予算（案）においては、このプランの2年目に当たることから、引き続き、計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしている。（資料4）

#### イ 心理療法担当職員の配置の充実について

近年、児童養護施設及び乳児院において、虐待を受けた子どもの入所が増加しており、また、母子生活支援施設においては、夫等からの暴力や虐待を受けた入所者が増加している。このことに鑑み、これらの入所者に対する適切な援助体制を確保するために、これまで、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設について、心理療法が必要な入所者が10名以上いる施設に対して、心理療法担当職員（非常勤）を配置してきたところである。

しかしながら、虐待を受けた子どもの入所及び夫等からの暴力や虐待を受けた入所者はその後も増え続けており、入所者個々にきめ細やかな心理的ケアを行うためには、非常勤職員では対応が困難となってきた。

また、児童自立支援施設についても、虐待を受けた子どもの入所割合が約6割と他の施設と比較しても高く、虐待を受けた子どもに対する適切な心理的ケアが求められている。

このため、平成18年度予算（案）においては、現在、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に配置されている非常勤の心理療法担当職員を常勤化することにより、より濃密に入所者への心理的ケアを行うこととし、併せて児童自立支援施設についても心理療法担当職員を常勤で配置することにより、支援体制の充実を図ることとしている。

#### ウ 家族療法事業の児童養護施設等への対象拡大について

これまで、情緒障害児短期治療施設においては、子どもを含む家族全体に対する心理療法を行い、家庭機能の回復及び子どもの生活環境調整を図る家族療法事業を行ってきたところである。

近年、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しており、施設に入所している子どものみならず、早期家庭復帰を図るために、家族全体に対する心理療法

を実施し、きめ細やかな対応をすることが必要となってきた。

このため、平成18年度予算（案）においては、これまで情緒障害児短期治療施設で実施されてきた家族療法事業の対象施設を児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設に拡大することとしている。

#### エ 大学進学等自立生活支度費の創設について

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を退所後、または、里親への委託の解除後、大学・専門学校等への進学を希望する子どもの自立を支援するため、大学・専門学校等への進学に際し、必要な経費を支給することとし、平成18年度予算（案）において、「大学進学等自立生活支度費」を創設することとしている。

- ・支度費 69,000円
- ・特別基準分 137,510円

※ 特別基準については、保護者のいない場合や虐待等養育が適切でなく、保護者から必要な経済的援助が見込まれない場合について支給。

### (3) 入所している子どもの権利擁護について

児童養護施設等に入所している子どもの権利擁護については、これまで通知や会議等の場で積極的な取組をお願いしてきたところである。

しかしながら、最近においても施設長や職員による体罰や不適切な関わりなど、児童福祉施設における施設内虐待等の事例が発生しており、誠に遺憾である。

子どもに対し、直接体罰を加えることだけでなく、子ども間の問題等を目をつむり、適切な援助を行わないことも、子どもの心を大きく傷つける虐待行為（ケアネグレクト）にあたる。このような施設内での虐待を未然防止、早期発見するため、職員を積極的に施設外で行われる研修に参加させるなど、子どもの権利擁護に対する意識の向上を図るとともに、子どもの意見表明権を保障するため、意見箱の設置や第三者委員の設置など、苦情解決の仕組みを整備することが重要である。また、地域住民による子どもの支援グループを組織化し、ボランティアとして受け入れるなど、施設外の者を子どもの生活の場に受け入れ、第三者の目を多く入れることについても積極的に取り組むよう施設に対する指導をお願いしたい。

また、これまでも増して、施設運営をチェックすべき理事会が、法人内で機能する体制となっているかなど、必要に応じて調査を実施するようお願いしたい。（資料5）

### (4) 児童自立支援施設について

平成9年に児童福祉法が改正され、児童自立支援施設の施設長に入所児

童を就学させる義務が課せられた。この法改正から7年が経過したが、学校教育の導入状況は17年度現在、58施設中31施設とようやく半数に達したところであり、18年度の導入予定も1施設にとどまっている。

厚生労働省としても、文部科学省と連携を図りながら、入所する子どもが早期に円滑に学校教育が受けられるよう努めているところであり、未だに導入の見通しのない各都道府県においては、民生主管部局と教育委員会が密接に連携を取りながら、法の趣旨にのっとり、早期に導入できるよう引き続き一層のご尽力をお願いする。(資料6)

また、国立武蔵野学院においては、職員等に対する各種の研修を実施しており、専門性を高め、資質の向上を図るために積極的に研修に参加するよう指導をお願いしたい。併せて、児童相談所一時保護所職員研修や里親対応関係機関職員等研修など、児童相談所の職員に対する研修も国立武蔵野学院において実施していることから、こちらについても積極的な活用をお願いしたい。(資料7)

なお、昨年7月から開催されている「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」については、報告書が今年度中に取りまとめられる予定である。地域によっては、十分に機能を発揮することが困難になってきている児童自立支援施設があるが、児童自立支援施設は、今後とも、子どもの自立支援の役割を積極的に担う施設であることから、本報告書を念頭に、施設機能の充実・強化に努めるようお願いしたい。

#### **(5) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の推進について**

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は、児童養護施設や児童自立支援施設などを退所した子どもの自立を支える施設として、重要な役割を担っており、「子ども・子育て応援プラン」においても、平成21年度までに、都道府県・指定都市に1か所程度実施するよう、60か所の目標を設定したところである。

現在、全国に36か所（19都府県市）が設置されているが、施設退所後の子どもの自立を支える施設としては、十分な数が確保されているとは言えない。このため、未だ設置されていない都道府県においては、児童養護施設等を設置する社会福祉法人等に対し、設置について積極的に働きかけるなど、施設退所後の子どもの自立支援を支える体制の整備に早急に取り組んでいただきたい。(資料8)

#### **(6) 児童家庭支援センターの推進について**

児童家庭支援センターは、地域に密着した相談・支援を強化するため、虐待や非行等の問題につき、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する子ども又はその保護者

に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に行っているところである。

現在、全国で59か所に設置されており、「施設に附置」という特色を生かして、24時間365日体制での相談や緊急一時保護、児童相談所からの指導委託措置による児童相談所機能の補完的役割などを果たしている。「子ども・子育て応援プラン」では、児童家庭支援センターについて、平成21年度までに100か所設置することを目標としているが、未だ設置されていない都道府県におかれては、既に設置されている児童家庭支援センターの果たしている役割にも目を向けていただき、設置については是非検討されたい。また、年間相談件数及び指導委託件数が少ない児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携をとりながら積極的な取り組みをお願いしたい。(資料8)

#### **(7) 都市家庭在宅支援事業の児童家庭支援センター運営事業への移行について**

都市家庭在宅支援事業については、一部の都道府県・指定都市の管内の社会福祉法人等において、平成6年度から実施していたが、平成10年度に、地域に密着した相談、指導体制を強化する観点から児童家庭支援センター運営事業が創設されたことを受けて、児童家庭支援センター運営事業への移行を促しているところである。

この都市家庭在宅支援事業の補助金は、あくまで経過的な補助であることから、児童家庭支援センターへの移行を図ることにより、平成18年度末をもって廃止をすることを予定しているため、該当都道府県・指定都市におかれては、児童家庭支援センターへの移行及びそれに伴う財政措置について検討願いたい。

#### **(8) 情緒障害児短期治療施設の設置促進について**

情緒障害児短期治療施設は、現在、全国に27か所(22道府県)設置されているが、虐待を受けた子どもなどへの専門的な心理的治療を実施できる施設として、ますます、その役割は重要となっている。「子ども・子育て応援プラン」においても、全都道府県への設置を目指すとの目標を設定しているところであるため、未だ設置されていない都道府県におかれては、施設の設置に向けて積極的な取り組みをお願いしたい。(資料9)

#### **(9) ひきこもり等児童福祉対策について**

子どものひきこもり等については、これまで児童相談所等における相談、情緒障害児短期治療施設における治療、ふれあい心の友訪問援助事業(メンタルフレンド)などの「ひきこもり等児童福祉対策事業」を実施してき

たところである。

子どものひきこもり等については、早い段階での様々な介入が必要であり、適切な対応が求められるなど、家族に対する早期の支援が必要である。

このため、平成18年度予算（案）においては、従来の施策に加えて、ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びこの家族に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減するなど子育て家庭に対する支援の充実を図ることとしている。

併せて、「ふれあい心の友訪問援助事業」について、メンタルフレンドの募集、登録、研修等を、社会福祉法人等の民間団体に委託して実施することができるよう、平成18年度より実施要綱の見直しをすることとしている。（資料10）

## 2. 総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について

### (1) 母子家庭等自立支援施策の実施状況等について

ア 母子家庭等対策については、平成14年の「母子及び寡婦福祉法」等の改正や「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）により、自立・就業に主眼を置いて①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開しているところである。

しかしながら、平成15年度全国母子世帯等調査結果等をもとに、依然として母子家庭の生活状況は厳しい実態にある。また、母子家庭の自立を支援する施策のメニューは整備されつつあるが、取組が進んでいない地方自治体もあり、全ての地域でこれらの施策が利用できるようになっていない。

イ 母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「センター事業」という。）については、資料12にあるとおり、平成18年度においては、89の都道府県市で実施（実施率90.8%）される予定であるが、依然として中核市の実施率が低調である。

事業未実施の自治体は、愛知県や富山県等において実施されている共同設置を検討するなど早急に事業実施をお願いする。

また、センター事業における無料職業紹介事業についても、積極的に許可を得るよう、委託団体に指導されたい。



ウ 母子家庭自立支援給付金事業の平成18年度の実施予定状況については、資料12にあるとおり、自立支援教育訓練給付金事業は、全国の537区市等で実施される予定となっており、実施率は61.1%、高等技能訓練促進費事業は、全国の422区市等で実施される予定となっており、実施率は48.0%、常用雇用転換奨励金事業は、全国の205区市等で実施される予定となっており、実施率は23.3%を見込んでいるところである。

各都道府県においては、管内の未実施自治体に対して取組の推進を図って頂くようお願いする。

また、自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進費事業については、事前相談において、母子自立支援プログラム策定員により、受給を希望する母子家庭の母の自立支援計画書を策定する等の実施要綱の改正を行う予定である。

さらに、常用雇用転換奨励金事業については、既にパート等で雇用されている母子家庭の母を常用雇用に転換した場合であっても奨励金を支給できるように、雇用転換の期限を採用後6か月以内とする現行要件を緩和するため、政省令及び実施要綱の改正を行う予定である。

エ 各地方自治体や民間法人等における職員等の雇入れの際には、母子家庭の母の雇入れの促進について積極的な対応をお願いする。

オ 母子福祉団体に対しては、「特別措置法」及び一昨年12月に施行された「地方自治法施行令」の一部改正による随意契約の改正内容に基づき、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母の就業の促進についてご協力をお願いする。

カ 平成16年12月に少子化社会対策会議において決定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）において、子育て・生活支援、就業支援の推進について、具体的な施策内容と目標を掲げたところであるので、ご協力をお願いする。

キ 母子家庭の就業機会を創出できる可能性の高い先駆的な事業を促進する特定事業推進モデル事業は、平成17年度においては、北海道と太田市のみの実施であった。各自治体におかれては、商工部局とも連携を取り、地域の実情に応じた先駆的な事業実施を図って頂きたい。また、各都道府県におかれては、管内の市町村に対しても

事業実施に向けご指導いただきたい。

## (2) 母子自立支援プログラム策定事業の全国展開について

平成17年度より、児童扶養手当受給者の自立・就労を図るための施策として、母子自立支援プログラム策定事業（資料13）を東京都、大阪府及び指定都市においてモデル的に実施しているが、平成18年度においてはこれを全国展開することとしており、実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村となる。平成18年度の実施予定は、資料12にあるとおり、66の都道府県市（実施率：都道府県51.1%、指定都市・中核市29.4%、一般市等3.5%）であり、特に一般市等の実施率が低調である。

当該事業は、国庫負担率10/10で行うこととしており、母子家庭の母を就労に結びつける重要な事業と考えている。事業の実施においては、当面、母子自立支援プログラム策定員を新たに設置することが困難な場合は、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの職員と兼務させるなどの検討を行い、平成18年度における事業実施について、管内市等に対し十分な周知を図られたい。

また、都道府県労働局が設置する都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会が4月までに開催され、当該事業の年間の対象者数、実施計画及びスケジュール等を含む年間計画の策定を行うこととなるので、都道府県労働局や生活保護担当課等と連携を図り、円滑な事業実施に努められたい。

なお、当該事業の一環として、ハローワークが中心となって児童扶養手当受給者に対する就労支援事業を実施しているので、各自治体においては、児童扶養手当受給者に対しリーフレット等を活用し当該事業の周知の徹底を図るとともに、母子福祉担当職員の中からハローワークとの連絡調整を行う担当者を決めるなど、ハローワークとの連絡調整が円滑に図られるよう工夫すること。

## (3) 三位一体の改革における児童扶養手当に関する負担金の改革について

児童扶養手当給付費負担金の改革については、母子家庭対策が児童扶養手当中心の施策から就業・自立に向けた総合的な支援へと政策転換をしたところであり、このような、就業・自立に向けた総合的な支援に関する地方の役割・責任の大きさに鑑み、昨年11月30日に政府・与党合意において、国庫負担割合を3/4から1/3へ変更することとされた。これを踏まえ、児童扶養手当法上の所要の改正を行うため、本年2月3日に「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところである（資料14）。

母子家庭の就業・自立支援を図っていく上では、地域の様々な資源を活用しつつ、個々の母子家庭の状況に応じて、経済的支援と子育て、就業支援を有機的に組み合わせるなど総合的なコーディネートを行っていくことが不可欠であることから、母子自立支援プログラム策定事業の活用等により、自立支援への取組みを強化されたい。

#### (4) 平成18年度児童扶養手当の物価スライド等について

ア 平成18年度児童扶養手当の物価スライドについて

平成17年の消費者物価指数は対前年マイナス0.3%となったので、下記のとおり手当額の改定を行う。

手当額

	(平成17年度)		(平成18年度)
全部支給(月額)	41,880円	→	41,720円
一部支給(月額)	41,870円	→	41,710円
	～9,880円		～9,850円

イ 郵政民営化に伴う手当支払事務(児童扶養手当給付費)の変更等について

既に、事務連絡等でお知らせしているところであるが、平成19年10月1日に日本郵政公社が民営化されることに伴い児童扶養手当(児童扶養手当給付費分)の支払事務については厚生労働省で行うこととなったため、支払システムの開発を行うこととしている。

事務処理の主な変更点としては、①支払データの提出先が日本郵政公社から厚生労働省本省になること②当省が指定する仕様に合ったフォーマットで提出していただくこと③日本郵政公社だけでなくその他の金融機関も選択することが可能となること④支払データの提出期限を現行よりも早期に設定する必要があることなどが挙げられるので、各都道府県においてもシステム改修に関する予算措置や厚生労働省との連携テスト等へのご協力方お願いしたい。

#### (5) 母子寡婦福祉貸付金の償還率の改善等について

ア 償還率の改善について

財務省が実施した平成17年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保等に向けた取組状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘された(資料15)ところであり、平成18年度においても償還率の向上が図られることを前提として予算案をとりまとめたところで

ある。

各自治体においては、他の自治体の取組事例も参考にしながら、地域の実情を踏まえた独自の計画の策定や、具体的な目標を設定するなど、従来より増して償還率の向上に努めていただくようお願いしたい。  
(資料16)

#### イ 改善事項について

母子寡婦福祉貸付金については、医療・介護を受けている間についても「生活資金」の単独貸付を可能とし、母子家庭等の自立を積極的に促進するための改善を図ったところである。

### (6) 父子家庭対策について

父子家庭対策については、昨年末に閣議決定された「第2次男女共同参画基本計画」において、具体的施策として、「父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な施策を講じていく」との記述が盛り込まれた(資料17)ところである。父子家庭に対しては、例えば、子どもの教育費で困っている低所得の父子家庭であれば、生活福祉貸付金制度のようなものも活用できるなど、一般施策で活用可能なものもあることから、相談窓口においては、ひとり親家庭対策のみならず、幅広い情報をきめ細かく提供されたい。

また、ひとり親に対する自治体独自の対策を新たに検討される場合は、母子家庭、父子家庭の様々な実態やニーズを十分、把握するとともに、男女共同参画の視点及び子どもの視点にも留意されたい。

## 3. 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について

### (1) 婦人相談所等における体制強化について

配偶者からの暴力への対策については、婦人相談所における、配偶者からの暴力被害者(以下、「DV被害者」という。)の相談・一時保護件数が増加する現状を踏まえ、婦人相談所等における被害者の相談・支援体制の充実、強化を図ってきたところであるが、平成18年度予算(案)では、新たに婦人相談所において、弁護士等による離婚や在留資格などの司法的な援助や調整を行うほか、母子生活支援施設に配置されている心理療法担当職員の常勤化を図ることにより、DV被害者等の相談・保護、自立支援等の一層の充実を図ることとしている。(資料18, 19)

各都道府県においては、関係機関との連携、研修の充実等を含め、被害者に対する万全の対応及び婦人相談所等の体制整備について、一層の取組をお願いする。

なお、婦人相談所の経常経費は交付税措置されており、標準団体で所長、相談指導員、判定員など7名分の給与費等が計上されている。改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行などに伴い、婦人相談事業の高度・専門化を踏まえた婦人相談所職員の適正な配置をお願いする。(資料20)

また、政府においては、平成17年12月27日付で「犯罪被害者等基本計画」を策定したところであり、配偶者からの暴力に関する事項も盛り込まれていることから、各自治体においてはこれを踏まえた適切な措置を講じていただきたい。厚生労働省においては、今後、この計画を踏まえ、婦人相談所一時保護所の実態調査を予定していることから、ご協力をお願いしたい。

## (2) 関係機関との連携強化について

平成17年12月2日に公営住宅法施行令の一部が改正され、DV被害者等についても同居親族がない場合において公営住宅に入居することができることとなったことについて、平成18年1月11日付で通知を发出したところである。

また、平成16年12月に保険局よりDV被害者の被扶養者認定の取扱いについての通知が发出されたこと等を受け、婦人相談所等におけるDV被害者に係る証明書の発行について通知を发出したところである。

各都道府県においては、DV被害者の自立を支援するため、関係機関との間で一層緊密な連携を図るようお願いする。

なお、全国の婦人相談所、都道府県、厚生労働省が、婦人保護に関する情報の共有、利用機関相互の情報交換などにより婦人保護事業に関する情報化の推進を図ることを目的とした全国婦人相談所情報共有ネットワークについて、年度内に運用を開始する予定である。

## (3) 人身取引被害者の保護について

人身取引被害者の保護については、平成16年12月に策定された政府の「人身取引対策行動計画」に基づき、これまで婦人相談所に保護を求めてきた142名(平成18年1月末現在)の人身取引被害者について、すべて適切に保護が行われてきたところである。

また、政府の行動計画に沿って、今年度より人身取引被害者を婦人相談所から民間シェルター等に一時保護委託する制度を実施しているところであり、昨年4月から本年1月末までの10ヶ月間で52名の実績が

あるところである。(資料21)

婦人相談所の体制についても、心理療法担当職員の一時保護所への配置や外国人対応のための通訳雇上費の計上など、鋭意、体制整備を進めてきたところである。さらに、平成18年度予算(案)においては、人身取引被害者の一時保護に要する経費として医療費を加えたところである。

各都道府県においては、これらの予算を活用し、今後も引き続き人身取引被害者に対する適切な保護をお願いする。

なお、現段階において、人身取引被害者の実情及び特性並びに被害者の人権等について、婦人相談所における知見や経験の蓄積が十分とは言えない状況である。今後、婦人相談所職員への専門研修等の場において、すでにノウハウを有している民間シェルター等の協力を仰ぎながら人身取引等外国人被害者に対する相談・保護の問題を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害者の実態等について知見を深めていただくようお願いする。

なお、現在、「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」を作成中であり、年度内に配付することとしているので、活用していただきたい。

## 4. 児童福祉施設等の運営等について

### (1) 児童入所施設措置費の加算事業の取扱いについて

#### ア 事務手続きの簡素化について

児童入所施設措置費の加算事業にかかる事務手続きについては、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、基本的に国への事前協議を廃止し、都道府県・指定都市・中核市において、厚生労働省が定めた要綱等に基づき加算の承認をすることとしているが、平成18年度においては、さらに補助金執行の事務手続の効率化を図ることとしているので、御了知願いたい。(資料22)

#### イ 加算の積極的な活用について

近年の児童虐待等児童をめぐる環境が一段と厳しさを増していることから、平成16年度において、家庭支援専門相談員、被虐待児個別対応職員の対象施設の拡大や小規模グループケア担当職員、被虐待児受入加算費の創設など措置費の加算を大幅に拡充したところである。

また、平成17年度においては、小規模グループケア担当職員の対象施設の拡大を図ったところである。

平成17年度において、これらの事業についての取組が不十分な地方自治体が見られるが、地方自治体におかれては、これらの事業の重要性について財政担当課へ働きかけるなど、積極的な予算措置を図り、一層の本分野への理解と取組をお願いしたい。

さらに、平成18年度において、心理療法担当職員（常勤）の配置の充実、家族療法事業の対象施設の拡大、大学進学等自立生活支度費の創設を図ったところであるので、これらについて、平成18年度当初から取組が実施されるよう積極的な予算措置を図られたい。（資料23）

## （2）児童養護施設等の小規模化等の推進について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」、「婦人相談所設置要綱」（昭和38年3月19日厚生省発社35号）の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に配慮し、個室等の必要なスペースの確保をお願いする。

また、平成16年度から施設整備の国庫補助対象となった「地域小規模児童養護施設」は、地域の中に小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所児童の社会的自立を促進するための施設であることから、当該施設の積極的な整備の推進に努められたい。

さらに、次世代育成支援対策施設整備交付金において加算対象となっている「心理療法室」、「親子生活訓練室」、「乳児を受け入れるためのほふく室等」、「子育て短期支援事業」や「乳幼児健康支援一時預かり事業」のための居室等の整備など、交付金制度を積極的に活用し、入所児童等に対するケア体制の充実をお願いする。